

「租税特別措置法（間接諸税関係）の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 揮発油税及び地方揮発油税の課税標準の特例措置関係</p> <p>租特法第88条の7《バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例》関係</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><u>(4) カーボンリサイクルエタノール</u> 租特法第88条の7第1項第2号《バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例》に規定するカーボンリサイクルエタノールをいう。</p> <p><u>(5) エチルターシャリーブチルエーテル</u> 租特法第88条の7第1項第3号《バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例》に規定するエチルターシャリーブチルエーテルをいう。</p> <p><u>(6)～(11)</u> (省略)</p> <p>(エチルターシャリーブチルエーテルの原料となったエタノールの数量換算等)</p> <p>2 (1) 租特法第88条の7第1項《バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例》に規定する「第<u>3</u>号に掲げる物品の原料となったエタノールの数量に相当する数量」は、エチルターシャリーブチルエーテルの数量に0.4237を乗じて得た数量とする。</p>	<p>第1章 揮発油税及び地方揮発油税の課税標準の特例措置関係</p> <p>租特法第88条の7《バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例》関係</p> <p>(用語の意義)</p> <p>1 この章において用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(4) エチルターシャリーブチルエーテル</u> 租特法第88条の7第1項第2号《バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例》に規定するエチルターシャリーブチルエーテルをいう。</p> <p><u>(5)～(10)</u> (同左)</p> <p>(エチルターシャリーブチルエーテルの原料となったエタノールの数量換算等)</p> <p>2 (1) 租特法第88条の7第1項《バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例》に規定する「第<u>2</u>号に掲げる物品の原料となったエタノールの数量に相当する数量」は、エチルターシャリーブチルエーテルの数量に0.4237を乗じて得た数量とする。</p>

改正後	改正前
<p>(2) (省略)</p> <p>(「規格」の意義)</p> <p>4 (1) 租特令第46条の13第1項《バイオエタノール等に係る証明等》及び同規則第37条の6第5項《バイオエタノール等に係る申請書の記載事項》に規定する「規格」とは、バイオエタノール<u>若しくはカーボンリサイクルエタノール</u>の原容量百分中に含まれるエタノールの容量又はE T B Eの原容量百分中に含まれるエチルターシャリーブチルエーテルの容量をいうのであるから留意する。</p> <p>(2) 租特令第46条の16第1項及び第2項《バイオエタノールに係る記帳義務等》並びに租特規則第37条の6第4項《バイオエタノール等に係る申請書の記載事項》に規定する「規格」とは、バイオエタノール<u>又はカーボンリサイクルエタノール</u>の原容量百分中に含まれるエタノールの容量をいうのであるから留意する。</p> <p>(3) 租特規則第37条の5の<u>3</u>第1項及び第2項《バイオエタノール等揮発油に係る届出書の記載事項》並びに同規則第37条の6第6項《バイオエタノール等に係る申請書の記載事項》に規定する「規格」とは、エタノール濃度又はエチルターシャリーブチルエーテル濃度をいうのであるから留意する。</p> <p>(第二次製造場でバイオエタノール等揮発油を製造した場合の取扱い等)</p> <p>7 (1) 揮発油税法第14条第1項《未納税移出》の規定により揮発油税を免除された揮発油（証明済バイオエタノール等が混和されたものに限る。）と証明済バイオエタノール等とを混和してバイオエタノール等揮発油を製造した場合には、混和後のバイオエタノール等揮発油に含</p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(「規格」の意義)</p> <p>4 (1) 租特令第46条の13第1項《バイオエタノール等に係る証明等》及び同規則第37条の6第5項《バイオエタノール等に係る申請書の記載事項》に規定する「規格」とは、バイオエタノールの原容量百分中に含まれるエタノールの容量又はE T B Eの原容量百分中に含まれるエチルターシャリーブチルエーテルの容量をいうのであるから留意する。</p> <p>(2) 租特令第46条の16第1項及び第2項《バイオエタノールに係る記帳義務等》並びに租特規則第37条の6第4項《バイオエタノール等に係る申請書の記載事項》に規定する「規格」とは、バイオエタノールの原容量百分中に含まれるエタノールの容量をいうのであるから留意する。</p> <p>(3) 租特規則第37条の5の<u>2</u>第1項及び第2項《バイオエタノール等揮発油に係る届出書の記載事項》並びに同規則第37条の6第6項《バイオエタノール等に係る申請書の記載事項》に規定する「規格」とは、エタノール濃度又はエチルターシャリーブチルエーテル濃度をいうのであるから留意する。</p> <p>(第二次製造場でバイオエタノール等揮発油を製造した場合の取扱い等)</p> <p>7 (1) 揮発油税法第14条第1項《未納税移出》の規定により揮発油税を免除された揮発油（証明済バイオエタノール等が混和されたものに限る。）と証明済バイオエタノール等とを混和してバイオエタノール等揮発油を製造した場合には、混和後のバイオエタノール等揮発油に含</p>

改 正 後	改 正 前
<p>まれるバイオエタノール、<u>カーボンリサイクルエタノール</u>又はエチルターシャリーブチルエーテルについて租特法第88条の7第1項《バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例》の規定を適用することに留意する。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>まれるバイオエタノール又はエチルターシャリーブチルエーテルについて租特法第88条の7第1項《バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例》の規定を適用することに留意する。</p> <p>(2) (同左)</p>